令和元年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和２年１月２５日から令和２年３月３１日まで（前回報告以降）

２　概　　要

　　期間中、１３件（１６名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［０］ | ０［１］ | ５［３］ | ２［３］ | 　８［ ７ ］ |
| 支援学校 | ０［３］ | ０［０］ | ３［０］ | ２［４］ | 　５［ ７ ］ |
| 中学校 | ０［０］ | ０［０］ | ０［５］ | ０［２］ | 　０［ ７ ］ |
| 小学校 | ２［１］ | ０［１］ | １［１］ | ０［０］ | 　３［ ３ ］ |
| 合　計 | ３［４］ | ０［２］ | ９［９］ | ４［９］ | １６［２４］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［０］ | ０［０］ | ４［９］ | １［８］ | 　６［１７］ |
| 公金公物関係 | ２［０］ | ０［０］ | ４［０］ | ３［１］ | 　９［ １ ］ |
| 公務外非行関係 | ０［４］ | ０［２］ | １［０］ | ０［０］ | 　１［ ６ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 合　計 | ３［４］ | ０［２］ | ９［９］ | ４［９］ | １６［２４］ |

（１）一般服務関係…６件（６名）

①体罰…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５６歳）『減給１月』

令和元年７月、指導を行った際に、生徒の頭髪を掴み、その頭部をプールのオーバーフロー部分に接触させるという体罰を行った。また、複数の生徒をプールサイドに正座させるという体罰を行い、３名の生徒が脚に極軽度の火傷を負った。

②児童へのわいせつ行為…１件（１名）

・　市立小学校　男性講師（２６歳）『免職』

令和元年１２月、複数の女子児童に対して、わいせつな行為を行った。

③職務専念義務違反…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（６４歳）『戒告』

平成２５年６月から令和元年８月までの間、勤務時間中に、喫煙をした。また、令和元年１０月、交通事故により人に傷害を負わせた。

④職務懈怠…２件（２名）

ア　府立支援学校　男性教諭（６２歳）『減給１月』

令和元年９月、生徒を椅子から歩行器へ移乗させた際、腰ベルトの装着を怠り、生徒から目を離した。その間に、生徒は、歩行器から転落し、眉上部を打撲裂傷する怪我を負った。また、転落の状況について管理職に虚偽の報告を行った。

イ　市立小学校　男性校長（４７歳）『減給１月』［（２）③事案関連］

学校徴収金等の通帳の適正な管理を怠り、所属事務職員による横領という犯罪行為を招いた。

⑤守秘義務違反…１件（１名）

・　府立支援学校　男性校長（５９歳）『減給３月』

令和元年１０月、守秘義務に反し、教員の人事情報を生徒に故意に漏らした。また、その際の会話内容を生徒が録音していることに気づいた他の教員らが、生徒に録音記録を削除するよう強要した際、それを制止しなかった。

（２）公金公物関係…６件（９名）

　　①通勤手当の不正受給…４件（５名）

ア　府立高等学校　男性指導教諭（５９歳）『減給３月』

令和元年８月及び９月、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

イ　府立高等学校　男性教諭（６４歳）『減給３月』

平成３１年４月、令和元年１０月及び１１月、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

ウ　府立支援学校　男性講師（３３歳）『減給４月』

令和元年１０月から令和２年２月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

エ　府立支援学校　男性教諭Ａ（３３歳）『戒告』

府立支援学校　男性教諭Ｂ（５８歳）『戒告』

教諭Ａは、平成３１年２月から令和元年７月までの間、公共共通機関又は自転車を利用する通勤認定を受け、また、教諭Ｂは、平成２９年６月から令和元年６月までの間、自転車を利用する通勤認定を受け、いずれも通勤手当を受給しながら、自動車又は自動二輪での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　　②詐欺及び旅費の不正受給…１件（３名）

・　府立高等学校　男性教諭Ａ（６４歳）『免職』

府立高等学校　男性教諭Ｂ（２９歳）『減給１月』

府立高等学校　男性教諭Ｃ（５２歳）『戒告』

教諭Ａは、４年にわたり、架空の納品書及び請求書を学校に提出し、学校から業者に代金を振り込ませ、業者から自身にキックバックさせるなどの方法により現金を得た。また、部活動の大会に生徒らを引率するために出張した際、自己の出張旅費及び生徒の旅費について、虚偽申請を延べ２５回行い、不正に受給した。

教諭Ｂは、部活動の大会に生徒らを引率するために出張した際、自己の出張旅費及び生徒の旅費について、虚偽申請を延べ１３回行い、不正に受給した。

教諭Ｃは、部活動の大会に出張した際、自己の出張旅費について、虚偽申請を延べ３回行い、不正に受給した。

③横領…１件（１名）

・　市立小学校　男性主査（６０歳）『免職』

保護者から徴収した平成３０年度（独）日本スポーツ振興センターの災害給付制度共済掛金の保護者負担分２１５，７４０円を横領した。

（３）公務外非行…１件（１名）

○つきまとい等…１件（１名）

・　府立高等学校　女性教諭（５６歳）『減給１月』

平成３０年１月から平成３１年４月にかけて、近隣住人に対し、暴言や差別的発言等を行った。

３　府教委の取組み

　○　令和２年２月、全教職員の当事者意識を醸成することを目的に、事例に基づいた「不祥事防止に向けたワークシート集」を作成し、校内研修等において個別ワークとグループワークを取り入れるなど、各学校の実情に合わせた活用を、全ての府立学校に指示した。

　○　令和２年３月、職員自身が自己点検できるよう、過去に生起した不祥事の事例から、共通する兆候や予防のために役立つチェックポイントを事例毎にまとめた「不祥事防止チェックリスト」を改訂し、４月に採用された教職員に配付した。

　○　令和２年度「府立学校初任者研修」、「新規採用者研修」において、『教職員の服務規律』の研修を行った（令和２年４月３日から２３日の間に、ＷＥＢ配信方式により、各学校で実施）。

　○　令和２年度の府立学校新任校長及び教頭のための研修資料において、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った（令和２年度第１回の研修が中止となったため、研修資料を対象者に配付）。